

震災天罰論をめぐって

岩 田 親 静

1、問題の所在

昨年三月十一日の東日本大震災により、多くの人々が被害を被っている。震災が直接もしくは間接の理由となり、生活に支障が起きたりしている方々は今でも多数いるはずである。

そのような現状の中で、石原慎太郎東京都知事の「天罰」発言は、多くの人々の感情に良きにせよ悪しきにせよ印象深いものとなったと思われる。この後「天罰」の言葉は、多くの論争の種となっていくのであり、二〇一二年一月一日朝日新聞夕刊に「大震災は「天罰」なのか 災厄の捉え方、宗教家ら議論」といった記事まで掲載されている。ここでは、「天罰論」を検討するために、島田裕巳氏の「東日本大震災は天罰か？」（「サンガジャパン」第六号 二〇一一年夏号「震災と祈り」）で指摘された問題を考えしてみたい。

日蓮は、この地震（引用者註。正嘉の大地震）の三年後に鎌倉幕府の前の執権であった北条時頼に対して、『立正安国論』を提出しているが、そのなかでは、地震だけではなく、当時の日本を襲った暴風雨や飢饉、疫病などが発生している原因を、正しい仏法から逸脱していると日蓮が考える法然念仏宗などが甚に跋扈するのが許されていく点に求めた。

(中略)

「石原都知事の日蓮への関心が、震災を天罰としてとらえる見方に結びついたものと考えられるが、それはあくまで中世的な災害観であり、とても現代にふさわしいものとは言えない。災害を天罰としてとらえるならば、被災者は天罰を受けるにふさわしい振る舞いをしてきたことになってしまふ。それは被災者の苦難を増すことにならぬ。激しい非難が巻き起こるのも当然のことで、私たちは、安易に災害に天罰としての意味を見いだすことを戒めなければならないのである。(八八―八九頁)」

この上記の指摘は二つの問題点を明らかにしている。第一点は中世的な災害観を現代においてはどのように受け止めるべきなのかということである。第二点は「災害を天罰としてとらえるならば、被災者は天罰を受けるにふさわしい振る舞いをしてきたことになってしまふ」ということである。ここで言う「振る舞い」は行為・作用であるから、仏教という業とも捉えられると考えられる。すなわち業と天罰の関係についてである。

ここでは前提として、天罰論発生の原因とされた日蓮聖人の『立正安国論』撰述前後(文応元年前後)に絞って論じたい。日蓮聖人にとっての『立正安国論』の位置づけの変遷については、下記の如き指摘が存在する。

実は『立正安国論』という書物も勘文として出発されたものが、まさに予言の書としてハッキリと変わって行くのですね。『立正安国論』は正嘉の大地震に始まって次々と起こるマイナス的な災異現象。不幸な出来事が、「従地涌出品」での大地から地涌の菩薩の涌現や「見宝塔品」の此土の六瑞や他土の六瑞などという瑞相に変わります。

(北川前肇「私の『立正安国論』の読み方」(連続講演記録『立正安国論』をいかに読むか)六九頁下)

すなわちここでは、『立正安国論』を宣言書として位置づけることや地震を瑞相とすることは問題とせず、『立正安国論』はもちろんのこと、撰述前後の『災難退治抄』『災難興起由来』といった書物を中心に考えていく。

2、中世的な災害観を現代においてどう受け止めるべきなのか

『立正安国論』の中世的災害観については、佐藤弘夫『アマテラスの変貌―中世神仏交渉史の変貌―』（二〇〇〇年法蔵館）の「第五章 日本を棄て去る神」に詳しく検討されている。ここでは、明恵房高弁『摧邪輪』に触れ「邪法の流通↓正法の衰微↓善神捨国↓災害発生という図式であるが、『立正安国論』と共通するものであること」（一八一頁）、「『摧邪輪』のいう「邪法」とは法然の専修念仏をさしている」（一八一頁）ことを指摘している。さらに、善神捨国の考え方は日蓮聖人独特のものでなく、文献上、平安時代以前に存在することが確認され、「その発想方法は宗教者の世界を越えて、広く世俗社会にまで影響を及ぼすようになった」（一八三頁）ことが指摘されている。結論として「国土の災難が守護の善神の不在によるものであるという発想が中世には広く一般化していた状況を窺うことはできるだろう。日蓮の『立正安国論』の有名な「善神捨国」もこうした思想状況をふまえて形成されたものだったのである。」（一八三頁）と、述べている。

正木晃『仏教にできること』（二〇〇七年 大法輪閣）には下記のような提言がある。

「ブッタに返れ」とか「祖師に返れ」という主張と実践そのものはなほただ正当である。（中略）ただし、ブッタや祖師たちがいきっていた時代の状況や環境を十二分に考慮してはじめて、ブッタや祖師たちの真意がわかるという点は、強く申し上げておきたい。ごくごくわかりやすくいえば、「もし、現代にブッタや祖師が生きておられたら、どう考え、どう行動するだろうか？」という設問なくしては、仏教はその宗教としての意味を失い、単なる哲学や思想に墮してしまふ。（三〇二頁）

正木氏の指摘ではありませんが、まず日蓮聖人が生きていた時代の状況や環境を考えた上で、現代において我々は『立正安国論』の災害観をどう受けとめるべきなのか、もしくは、現代に日蓮聖人が生きておられたら、どう考え、発言するのでしょうか？

田村芳郎『日蓮 殉教の如來使』（一九七五年 日本放送出版協会）では次のような考えが提示されている。

現代からすれば、天災地変は自然現象であつて、まちがった道理や理念が影響して天災地変がおきたとの考えは、きわめて非科学的であり、また、經典のみならず当時の一般書にも、日蝕や月蝕のごときものまで、不吉な現象として災厄の中に数えいれられていることは、現代人にいただけでない考えといわざるをえないが、しかし、それらを歴史的に記録したのを見てみると、不思議なことに気がつく。それは、社会動乱期に、多く天災地変が記録されていることである。これはなにを意味するかといえ、天災地変による災害は、単なる自然発生的なものでなく、人為的災害とみなしうる面があるということである。要は政治の問題である。そうして、民衆にたいする救済策が災害にさいしての一時しのぎ的な、あるいは場あたりのなものに終わらないためには、政治に確とした思想がなくなくてはならない。正しい理念にもとづいて政治がなされなければならぬ。そこで為政者の心がまえが問われてくる。

日蓮が『立正安国論』を当時の政治に実権者に呈したゆえんである。

（中略）

なおまた、思想内容からしても、法然と当時の日蓮との間には相違が見られる。法然は来世浄土に生まれることをもって救いとみなし、そこから現世の放棄を説いたのに対し、日蓮は、少なくとも『立正安国論』述作当時は、現世に期待をかけ、平安にみちた理想社会の実現可能を信じていたので、その点からすれば思想ないし人生観が、

法然では現実否定的であるに対し、日蓮では現実肯定的であると評せよう。(四三―四四頁)

田村博士は「現代からすれば、天災地変は自然現象であって、まちがった道理や理念が影響して天災地変がおきたとの考えは、きわめて非科学的であり、(中略)現代人にいただけない考えといわざるをえない」と述べたうえで、「天災地変による災害は、単なる自然発生的なものではなく、人為的災害とみなしうる面がある」として地震は自然現象、それにとまらぬ災害は人為的なものもあるとの認識であり、人為的災害を防止するために、為政者の心構えが問うたとしている。

佐藤博士の指摘から、「邪法」を法然の専修念仏と考えることも、『立正安国論』の善神捨国(天罰的な)思想も、当時一般的に考えうるものであったとするならば、日蓮聖人も当時の一般的線で主張されたものであり、二十一世紀の現代において、「天罰」論を主張するかといえれば、拙者は疑問だと考える。

田村博士の指摘から考えれば、『立正安国論』の特色は「為政者の心がまえ」を問うたことと「法然は現世の放棄を説いたのに対し、日蓮は、現世に期待をかけ、平安にみちた理想社会の実現可能を信じていた」の二点があげられると思われる。とすれば、現代における『立正安国論』的考えは、いかなるものなのであろうか。

現代日本は言うまでもなく民主主義国家である。とすれば為政者は我々民衆になると考えられる。そのうえで、現実に絶望するのではなく、どんなに苦しくとも「あきらめない」、原因を探り出し、改革を断行しようとするポジティブな姿勢こそ『立正安国論』的考えと思われる。

3、業論と天罰論

「被災者は天罰を受けるにふさわしい振る舞いをしてきたことになってしまふ」に関しては、一見すると、島田氏

の言うかのように解せる箇所がある。

『災難対治抄』

疑つて云く、もししからば、法華・真言等の諸大乘経を信ずる者、何ぞこの難に値えるや。

答えて曰く、金光明経に云く、「枉て辜なきに及ばん」と。法華経に云く、「横にその殃に罹る」等と云云。これらの文をもつてこれを推するに、法華・真言等を行ずる者も、いまだ位深からず、信心薄く、口に誦すれどもその義を知らず、一向名利のためにこれを誦す。先生の謗法の失いまだ尽きず、外に法華等を行じて内に選択の心を存し、この災難の根源等を知らざる者は、この難を免れ難きか。

疑つて云く、もししからば、何ぞ選択集を信ずる謗法者の中に、この難に値わざる者これあるや。

答えて曰く、業力不定なり。順現業は、法華経に云く、「この人現世に白癩の病を得ん、乃至、諸の悪重病あらん」と。仁王経に云く、「人仏教を壊らばまた孝なく、六親不和にして天神も祐けず、疾疫・悪鬼日に來りて侵害し、災怪首尾し、連禍せん」と。涅槃経に云く、「もしこの經典を信ぜざる者あらば○もしは臨終の時、荒乱し、刀兵競い起り、帝王の暴虐、怨家の讎隙に侵逼せられん」と。已上。順次生業は、法華経に云く、「もし人信ぜずしてこの経を毀謗せば○その人命終して阿鼻獄に入らん」と。仁王経に云く、「人仏教を壊らば○死して地獄・餓鬼・畜生に入らん」と。已上。順後業等はこれを略す。(立正大学日蓮教学研究『昭和定本 日蓮聖人遺文 第一卷』一六九―一七〇頁)

上記は「法華・真言等の諸大乘経を信ずる者、何ぞこの難に値えるや」と問いを立てている。經典の引用では金光明経に云く、「枉て辜なきに及ばん」と。法華経に云く、「横にその殃に罹らん」などとの表現もあるが、「これらの文をもつてこれを推するに」と述べこれを日蓮聖人なりの解釈としては「先生の謗法の失いまだ尽き」ない人であり、

かつ「災難の根源等を知らざる者」である規定している。

「何ぞ選択集を信ずる謗法者の中に、この難に値わざる者これあるや。」と問い、過去世との関連性があるとして「順現業」、「順次生業」等に触れている。

この問題を考える場合、参考とすべきはダライ・ラマ一四世が石巻での法要を行った後の説法の内容であると思われる。

苦しい状況というものは、みなさんが過去に為した何か間違った活動が原因となつて起こることです。それは今生でやったことだけではなく、みなさんの前世でやったことかも知れないのです。集団が前世で同じように何か間違つた行動をし、そしていま今生でここに一同に会して、同じ時期に、同じ場所にいま生まれているのです。そしてこれがみなさんが同じような悲劇を共通して体験しなくてはならなくなつてくることの原因なのです。仏教的な教えによればどのような業であっても、それがいくら永い時間が経つたとしても決して消えないと言われています。

この後ダライ・ラマ一四世は『傷ついた日本人へ』（二〇一二年 新潮新書）を出版しています。

被災者の方が特別に悪いカルマを抱えていたかという点、決してそうではありません。このように強大でめつたに発生しない出来事は、個人のカルマで引き起こされるレベルではなく、社会全体としてのカルマ、世界共通のカルマのレベルの出来事です。大勢の方が一度に一度に同じ類の苦しみを味わつたということがその現れでしょう。

その因は、規模が大木だけでなく、はるか昔何世代も前から積み重なつていたものでもあります。そう考えれば人類全体の因果応報といえます。たとえば、自然を破壊し、コントロールしようとしたことが影響しているかもしれ

れないし、物質的に豊かな生活をもとめすぎたことが影響しているのかもしれない。(二六九―一七〇頁)

石巻の説法では、「集団が前世で同じように何か間違った行動をし、いま今生でここに一同に会して、同じ時期に、同じ場所にいま生まれているのです。そしてこれがみなさんが同じような悲劇を共通して体験しなくてはならなくなっていることの原因なのです。」と被災地の市民が共業をもった罪深い存在と規定されている。被災者が被災したのは、前世でなした間違った活動が原因であると述べている。

石巻の説法の表現は、ともすると被災者を冒瀆しているかのように思うかもしれない。しかし、ダライ・ラマは、この表現の前に自身の亡命経験を述べ、その課程で数千の人々(友人達も含む)がなくなっていること告白し、それでもなお前向きに生きる必要性を述べている。自身も被災者と同じであり、過去の因縁を持っているので亡命しなければならなかったということを暗に伝え、このような悲劇が起こっても前を向いて歩いて欲しいと願っている。

その上で、『傷ついた日本人へ』では「被災者の方が特別に悪いカルマを抱えていたかという点、決してそうではありません。このように強大でめつたに発生しない出来事は、個人のカルマで引き起こされるレベルではなく、社会全体としてのカルマ、世界共通のカルマのレベルの出来事です。」とのべているのですから、自身の罪業も含めた上での表現と思われる。

この点は日蓮聖人も同様と思われる。

『立正安国論』

旅客来りて嘆いて曰く、近年より近日に至るまで、天変・地天・飢饉・疫癘、遍く天下に満ち、広く地上に迸る。牛馬巷に斃れ、骸骨路に充てり。死を招くの輩、すでに大半に超え、これを悲しまざるの族、あえて一人もなし。

先に示した『災難対治抄』では、「先生の謗法の失いまだ尽き」ない人々「災難の根源等を知らざる者」であると規定している。しかし、『立正安国論』では災難は「遍く天下に満ち、広く地上に迸る」、「これを悲しまざるの族、あえて一人もなし」と全国的なものであり、地域限定と考えていないのは明らかである。『災難対治抄』的に考えれば、「先生の謗法の失いまだ尽き」ない人々、「災難の根源等を知らざる者」ということになる。「ダライ・ラマ的に表現するならば「日本全体としてのカルマ」「日本国民全体の因果応報」と言えると思われる。さらに「先生の謗法の罪いまだ尽きず」の業の問題は、『開目抄』の中にも似通った考えが見つげ出せる。

我無始よりこのかた悪王と生れて、法華經の行者の衣食田島等を奪とりせしことかずしらず。当世日本国の諸人の法華經の山寺をたうすがごとし。また法華經の行者の頸を刎こと、その教をしらず。これらの重罪はたせるもあり、いまだはたさざるもあるらん。果すも余残（いまだつぎず）。生死を離るる時は必この重罪をけしはて、出離すべし。功德は浅軽なり。（中略）今ま日蓮強盛に国土の謗法を責れば大難の来るは、過去の重罪の今生の護法に招き出せるなるべし。（立正大学日蓮教学研究『昭和定本日蓮聖人遺文 第一卷』六〇二―六〇三頁）

上記の表現では、過去世の謗法の罪があり、その悪業を払拭する（国土の謗法を攻める）課程で、大難に遭っているとしている。

先に提示したダライ・ラマ一四世の石巻の講演箇所直後、ラマは下記の如き発言をしている。

過去に為してしまったネガティブな業が生み出してしまう結果を軽減させるために仏教で説かれている方法は、もつと力強くポジティブな業を作り出すことです。そしてポジティブな業の力が強ければ強いほど、過去に為してしまった否定的な業が起す結果の波紋を軽減させることができるのです。そして場合によっては過去の悪い業が結果として現れてくるその影響を完全に無くすることも出来ると言われています。

上記の表現は『開目抄』考え方にも似通っている。ただし、日蓮聖人は「個人としての業論」（不共業）を論じたことに注目すべきです。色説としての問題ではありますが、集団としての業の論理ではありません。限定された地域の人々の共業論でもありません。

4、終わりに

地震そのものは自然現象と考えても原発や災害は人為的な部分が大きいのので、人間の業とも言えるし、人によっては、天罰というのかもしれない。しかし、拙者は天罰というよりは、田村博士の考え方「人為的災害」とみなしうる面がある」という程度でも問題がないと考えている。

またもし、天罰と考える場合でも、『立正安国論』撰述当時の日蓮聖人の状況を考えるならば、「震災を天罰と考える」のはあくまで被災者に住まう人々であり、他者が規定するべきではないと思われる。もちろん被災地に住まなくても、個人としてならば、「天罰」と受け止めることは問題ない。（現実に日蓮聖人も個人として『開目抄』の中で業論を展開している。）しかし、個を超えた世界、教団や社会として「天罰」と受け止めるのは気をつけなければならぬ。鎌倉時代はいざしらず為政者が民衆である現在において「天罰」と受け止めると表明すれば、結果としてはあるが、被災地の方々が罪を犯したかのように誤解され、社会的反発を買うこともあるかと思われる。